

マイクロソフト ソフトウェア使用許諾契約書

重要 — 以下の使用許諾契約書を注意してお読みください。本使用許諾契約書（以下「本契約書」といいます）は、本契約書が添付されたマイクロソフトのソフトウェア製品（以下「本ソフトウェア製品」といいます）に関してお客様（個人または法人のいずれであるかを問いません）と Microsoft Corporation（以下「マイクロソフト」といいます）との間に締結される法的な契約書です。本ソフトウェア製品は、コンピュータソフトウェアを含み、それに関連した媒体、ならびに印刷物（マニュアルなどの文書）、オンライン文書または電子文書、およびインターネットベースのサービスを含むこともあります。本ソフトウェア製品には、本契約書に対する修正または追加条項が添付されている場合があります。本ソフトウェア製品をインストール、複製、または使用することによって、お客様は本契約書の条項に拘束されることに同意されたものとします。本契約書の条項に同意されない場合は、本ソフトウェア製品をインストール、複製、または使用しないでください。その場合は本ソフトウェア製品を購入店へご返品いただければ、お支払いいただいた金額を全額払戻しいたします。

マイクロソフト ソフトウェア ライセンス

1. ライセンスの許諾

マイクロソフトは、お客様が本契約書のすべての条項を厳守することを条件として、お客様に本契約書に記載された権利を許諾するものとします。**注意: マイクロソフトは、Crystal Reports for Microsoft Visual Studio .NET に関するいかなる権利もお客様に許諾いたしません。Crystal Reports for Microsoft Visual Studio .NET の使用は、当該製品に添付された Crystal Decisions の契約書（ハードコピー）に定められた条項に同意することが条件となります。**

1.1 一般的なライセンスの許諾

マイクロソフトは、お客様のみが本ソフトウェア製品を使用することを条件として、個人のお客様に対し、本ソフトウェア製品の属人的かつ非独占的な使用権を 1 ライセンス許諾します。お客様は、お客様のソフトウェア製品の設計、開発、テスト、およびデモンストレーションのために本ソフトウェア製品のコピーを作成し、使用することができます。

マイクロソフトは、法人のお客様に対し、本ソフトウェア製品の属人的かつ非独占的な使用権を 1 ライセンス許諾します。また、お客様の組織において、本ソフトウェア製品を使用する個々のユーザーが、該当する有効なライセンスを個別に取得している場合に限り、本ソフトウェア製品のコピーを作成し、使用することができます。

1.2 ドキュメント

お客様は、個人的利用を目的としてのみ、ドキュメントのコピーをいくつでも作成できます。ただし、ハードコピーか電子文書かにかかわらず、これらをお客様の組織外に再発行したり配布したりすることはできません。

1.3 記憶装置/ネットワークの使用

お客様は、条項 1.1 に基づくライセンスを取得したエンド ユーザーが使用するコンピュータ上に本ソフトウェア製品をインストールまたは実行する用途に限り、本ソフトウェア製品のコピー 1 部をネットワーク サーバーなどの記憶装置に格納またはインストールすることができます。本ソフトウェア製品の 1 ライセンスを、複数のエンド ユーザーで共有したり同時使用したりすることはできません。

1.4 Visual Studio — 本契約書の有効範囲

本ソフトウェア製品は統合製品であり、その一部として配布された開発ツールおよびその他のマイクロソフト ソフトウェア プログラム (以下「コンポーネント」といいます) には、別途使用許諾契約書 (以下「コンポーネント使用許諾契約書」といいます) が含まれている場合があります。本契約書とコンポーネント使用許諾契約書との間で内容が一致しない場合は、条項 4 の「プレリリース コード」に記載された内容に該当しない限り、本契約書が適用されるものとします。本ソフトウェア製品には、第三者のソフトウェア プログラムが含まれている場合があります。そのようなソフトウェアは、お客様の便宜のために提供されたものであり、使用条件はそのソフトウェアに含まれる使用許諾契約書の条項に従わなければなりません。

2. 追加のライセンス権 — 再頒布可能コード

本ソフトウェア製品の一部については、条項 1 で許諾された権利に加え、本条項 2 に従って、追加のライセンス権がお客様に許諾されます。ただし、追加のライセンス権は、条項 3 に記載された頒布条件とライセンスの制限をお客様が厳守することを条件として許諾されます。

2.1 サンプル コード

マイクロソフトはお客様に対して、(a) お客様のソフトウェア製品を設計、開発およびテストするためにのみ、本ソフトウェア製品のうち REDIST.TXT ファイルまたはその他で「Samples」と指定された部分の、ソース コード バージョン (以下「サンプル コード」といいます) を使用し、改変すること、および (b) サンプル コードまたはそれに改変を加えたものをオブジェクト コードまたはソース コード形式 (あるいはその両方) で複製して頒布する限定的、非独占的かつ無償の権利を許諾します。サンプル コードに適用される再頒布条件については、条項 3.1 をご参照ください。

2.2 再頒布可能コード — 一般条件

マイクロソフトはお客様に対して、本ソフトウェア製品のうち REDIST.TXT ファイルに記載されたオブジェクト コード (以下「再頒布可能コード」といいます) を複製して頒布する限定的、非独占的かつ無償の権利を許諾します。再頒布可能コードの一般的な再頒布条件については、条項 3.1 をご参照ください。

2.3 再頒布可能コード — Microsoft Merge Module (「MSM」)

マイクロソフトはお客様に対して、REDIST.TXT で指定された MSM ファイルのコンテンツを本ソフトウェア製品の添付文書に記載された方法に従って複製して頒布する限定的、非独占的かつ無償の権利を許諾します。ただし、お客様がかかるコンテンツ全体を一切変更せずに再頒布することを条件とします。その他の MSM ファイルのすべての再頒布条件については、条項 3.1 をご参照ください。

2.4 再頒布可能コード — Microsoft Foundation Class (MFC)、Active Template Library (ATL)、C ランタイム (CRT)

条項 1 で許諾した権利に加え、マイクロソフトはお客様に対して、お客様のソフトウェア製品を設計、開発、およびテストするためにのみ、本ソフトウェア製品のうちの MFC、ATL、または CRT と指定された部分 (以下総称して「VC 再頒布可能ファイル」といいます) のソース コード バージョンを使用し、改変する権利を許諾します。お客様が条項 3.1 に同意し、ライセンシー ソフトウェア (以下で定義されています) に含まれるお客様が作成したファイルの名前を変更する限りにおいて、マイクロソフトはお客様に対し、VC 再頒布可能ファイルおよびその改変したものをオブジェクト コードで複製、頒布する限定的、非独占的かつ無償の権利を許諾します。本条において「改変」とは VC 再頒布可能ファイルに対して機能強化を加えることをいいます。その他の VC 再頒布可能ファイルのすべての再頒布条件については、条項 3.1 をご参照ください。

3. 頒布の条件およびその他のライセンスの権利と制限

お客様は条項 2 により取得した権利を行使する場合、再頒布にあたって条項 3.1 の条件に従わなければなりません。再頒布可能コードの一部には、条項 3.2 に記載された使用権の制限が別途適用されます。

3.1 一般的な頒布条件

(a) お客様が、条項 2 に従って、サンプル コードまたは再頒布可能コード（以下総称して「再頒布可能ファイル」といいます）の再頒布を行う場合、以下の条件に同意するものとします。(i) 条項 2.1（「サンプル コード」）に規定された場合を除き、再頒布可能ファイルに重要かつ主要な機能を追加するお客様によって開発されたソフトウェア アプリケーション（「ライセンス ソフトウェア」）と共におよびその一部として、再頒布可能ファイルをオブジェクト コード形式のみで頒布するものとします。(ii) 再頒布可能ファイルを Microsoft Windows プラットフォーム上でのみ作動させなければなりません。(iii) ライセンス ソフトウェアをライセンスの組織外に頒布する場合、お客様は、本契約書と同等以上にマイクロソフトを保護する内容の使用条件を記載した、エンド ユーザー向け使用許諾契約書（シュリンク ラップ形式による同意、クリック ラップ形式による同意、または署名による同意の形式による場合があります）を添付して、再頒布可能ファイルを含むライセンス ソフトウェアを頒布するものとします。(iv) ライセンス ソフトウェアの販売にあたり、マイクロソフトの名称、ロゴまたは商標を使用しないものとします。(v) ライセンス ソフトウェア上に、マイクロソフトのソフトウェアに関する著作権を保護するのに十分なお客様自身の有効な著作権表示を行うものとします。(vi) お客様に配布された時に本ソフトウェア製品に表示されている著作権、商標、もしくは特許の表示を取り除いたり、または不明瞭にしてはなりません。(vii) ライセンス ソフトウェアの使用または頒布に関連して生じる紛争または訴訟について、マイクロソフトを免責、保護、補償するものとします（弁護士費用についての免責、保護、補償も含まれます）。(viii) その他の事項については、本契約書に従うものとします。(ix) お客様が明示的に許諾されていない権利はすべて、マイクロソフトによって留保されます。

お客様は、エンド ユーザーによる再頒布可能ファイルの再頒布を許可しないものとします。ただし、お客様は、お客様のソフトウェアの頒布者が、ライセンス ソフトウェアと共におよびその一部としてのみ再頒布可能ファイルをエンド ユーザーに再頒布し、かつお客様と頒布者が本契約書のその他の規定に従う場合に限り、頒布者がエンド ユーザーに再頒布可能ファイルを再頒布することを許可できます。

(b) お客様が再頒布可能ファイルを使用する場合、かかる再頒布可能ファイルに適用される再頒布条件を遵守することに加えて、以下の規定も追加で適用されます。お客様の再頒布可能ファイルに対するライセンス権は、以下の条件に従うものとします。(i) 除外ライセンスのいずれかの条件に従うことが義務づけられるような派生製品を作成せず、(ii) 除外ライセンスのいずれかの条件に従うことが義務づけられる形で再頒布可能ファイルまたはその派生製品を頒布しないものとします。

「除外ライセンス」とは、ソフトウェアの使用、改変、頒布の条件として以下の条件が適用されるあらゆるライセンスを指します。すなわち、ソフトウェア、またはソフトウェアに組み込まれているか同梱されているその他のソフトウェアを使用、改変、頒布する際に、(x) ソース コードで公表もしくは頒布されること、(y) 派生製品を作成する目的でライセンスが許諾されること、または (z) 無料の再頒布が可能とされること、が要求されるライセンスです。

3.2 一部の再頒布可能コードに対する追加の頒布条件

お客様は、本条項に示すファイルを再頒布する場合、条項 3.1 の条件に加え、以下の条件に従うものとします。

(a) **Microsoft SQL Server Desktop Engine (以下「MSDE」といいます)** お客様が MSDE を再頒布する場合、下記の追加条件に同意するものとします。(i) ライセンス ソフトウェアは、Microsoft Access の機能と実質的に同じか、マイクロソフトの合理的な見解においてそれと競合すると判断されるものであってはなりません。(ii) ライセンス ソフトウェアを動作させるためにお客様のカスタマが Microsoft Access のライセンスを取得することが必要である場合を除いて、お客様は、汎用のワード プロセッサ、表計算、データベース管理ソフトウェア、またはこれらを構成部分として含む統合製品もしくはセット製品とともに商業的に頒布する目的で、MSDE を複製することも使用することもできません。ただし、Microsoft Access がサポートするさまざまなフォーマットでデータをインポートするためにのみ使用される場合を除きます。限定されたワード プロセッサ、表計算またはデータベース機能の他に、重要かつ主要な価値を持つコンポーネントが含まれる製品 (たとえば、限定された表計算機能を有する会計ソフトウェアなど) は、本条において「汎用」の製品とはみなされません。

(b) **Microsoft Data Access Components** お客様が MDAC_TYP.EXE という名称の Microsoft Data Access Component ファイルを再頒布する場合は、さらに、お客様がマイクロソフトの開発ツール製品を使用して開発し、MDAC_TYP.EXE に対して重要かつ主要な機能を追加するライセンス ソフトウェアとともに、かつその一部として、かかるファイルをオブジェクト コードでのみ再頒布することに同意するものとします。

3.3 構成部分の分離

本ソフトウェア製品は 1 つの製品として許諾されています。その構成部分を分離して複数のユーザーで使用することはできません。

3.4 ベンチマーク テスト

本ソフトウェア製品には Microsoft .NET Framework が含まれる場合があります。お客様は、事前にマイクロソフトからの書面による承諾を得ることなく、本ソフトウェア製品に含まれる .NET Framework コンポーネントのベンチマーク テストの結果を第三者に開示することはできません。

4. プレリリース コード

本ソフトウェア製品には、出荷前のコード (以下「プレリリース コード」といいます) が含まれる場合があります。プレリリース コードは、機能および互換性の点において一般向けに出荷されることを予定する最終的な完成品ではありません。プレリリース コードが正確に動作すること、および製品版の出荷前に実質的に変更されないことは保証されません。マイクロソフトは、プレリリース コードあるいはその後続バージョンの製品版を出荷する義務を負わないものとします。プレリリース コードの使用許諾は、マイクロソフトによる当該プレリリース コードの製品版の出荷と同時に消滅します。注意: プレリリース コードに別途使用許諾契約書が含まれている場合、お客様は、プレリリース コードの使用に際して、対応する使用許諾契約書の規定に従うものとします。

5. 権利と所有権の留保

マイクロソフトは、本契約書でお客様に対して明示的に許諾していない権利をすべて留保します。本ソフトウェア製品は著作権およびその他の知的財産権に関する法律および条約によって保護されています。本ソフトウェア製品についての権原、著作権、およびその他の知的財産権は、マイクロソフトまたはその供給者が有します。本ソフトウェア製品は許諾されるもので、販売されるものではありません。

6. リバース エンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルの制限

お客様が本ソフトウェア製品をリバース エンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルすることは禁止されています。

7. レンタル/商業的ホスティングの禁止

お客様は、本ソフトウェア製品をレンタル、リースまたは貸与したり、本ソフトウェア製品を使用して商業的ホスティング サービスを提供することはできません。

8. データ使用に関する承諾

お客様は、マイクロソフトおよびその関連会社が、本ソフトウェア製品に関してサポート サービスを提供する場合、その一環として技術情報を収集して使用することがあることに同意するものとします。マイクロソフトは製品の向上のため、またはお客様にカスタマイズされたサービスもしくは技術を提供するためにのみ、かかる技術情報を使用できるものとしますが、その場合、お客様を特定することとなるような方法では開示しないものとします。

9. 第三者のサイトへのリンク

お客様は、本ソフトウェア製品を使用して第三者のサイトにリンクすることができます。第三者のサイトは、マイクロソフトの管理のもとにはなく、マイクロソフトは、いかなる第三者のサイトのコンテンツまたは第三者のサイトに含まれるリンクの内容、またはそれらの変更もしくは更新について責任を負いません。マイクロソフトは、いかなる第三者のサイトから受信された Web キャスティングまたはその他のいかなる形式の送信についても責任を負いません。マイクロソフトは、お客様の便宜のためにのみ第三者のサイトへのリンクを提供しているのであって、いかなるリンクが含まれたとしても、マイクロソフトによる第三者のサイトの推奨を意味するものではありません。

10. 追加のソフトウェア/サービス

お客様が本ソフトウェア製品の最初のコピーを取得した後でマイクロソフトによって提供される、または使用可能になる本ソフトウェア製品のアップデート、機能追加、アドオン コンポーネント、またはインターネット ベースのサービス コンポーネントに別の契約書が付属していない限り、かかるアップデート、コンポーネント等にも本契約書が適用されます。本ソフトウェア製品の使用によりお客様に提供される、または使用可能になるインターネット ベースのサービスを中止する権利は、マイクロソフトによって留保されます。

11. アップグレード/ダウングレード

11.1 アップグレード

お客様は、アップグレードと指定されたバージョンの本ソフトウェア製品を使用する場合、事前にマイクロソフトによってアップグレード対象製品として指定されたソフトウェアのライセンスを取得済みでなければなりません。アップグレード後は、アップグレードの対象となったソフトウェアを使用することはできなくなります。

11.2 ダウングレード

本ソフトウェア製品をインストールして使用する代わりに、本ソフトウェアの旧バージョンのコピーをインストールして使用することができます。ただし、適正な期間内に旧バージョンを完全に除去し、本ソフトウェア製品の現行のバージョンをインストールすることを条件とします。お客様は、旧バージョンの使用に際して本契約書に従うものとし、お客様の旧バージョンの使用権は、お客様が本ソフトウェア製品をインストールした時点で解除されるものとします。

11.3 本ソフトウェア製品のバージョン 2003 アップグレード版の特別規定

本契約書が付属する本ソフトウェア製品のバージョンが 2003 エディションであり、本ソフトウェア製品と同様の製品名を持つ、マイクロソフト ソフトウェア製品の「2002」エディション(以下「対象ソフトウェア」といいます)からのアップグレードとして取得されている場合、条項 11.1 はお客様には適用されません。この場合、お客様は、対象ソフトウェアおよびバージョン 2003 アップグレード版を引き続きご使用いただけますが、本契約書の条項に従うことを条件とし、お客様による対象ソフトウェアの使用にあたっては本契約書が適用されるものとします。対象ソフトウェアには、マイクロソフト以外のソフトウェア製品は含みません。

12. Not For Resale

本ソフトウェア製品に「Not for Resale」または「NFR」と明記されている場合、お客様は本ソフトウェア製品を販売、譲渡したり、デモンストレーション、テストまたは評価の目的以外に使用することはできません。

13. アカデミック パック

本ソフトウェア製品に「アカデミック パック」、「Academic Edition」または「AE」と明記されている場合、お客様はアカデミック パック使用対象者として指定されている方でなければなりません。お客様がアカデミック パック使用対象者に当たるかどうかは、マイクロソフトまたはマイクロソフトの子会社にご確認ください。

14. 輸出規制

お客様は、本ソフトウェア製品がアメリカ合衆国および日本国の輸出に関する規制の対象となることを認めるものとします。お客様は、本ソフトウェア製品に適用される一切の国際法および国内法（アメリカ合衆国の輸出管理規則ならびにアメリカ合衆国、日本国およびその他の政府機関によるエンドユーザー、エンドユーザーによる使用および輸出対象国に関する規制を含みます）に従うことに同意するものとします。詳細については、<http://www.microsoft.com/japan/exporting/> をご覧ください。

15. ソフトウェアの譲渡

本ソフトウェア製品の最初のユーザーは、本契約書および本ソフトウェア製品を一度に限って恒久的に別のエンドユーザーに譲渡することができます。ただしその場合、最初のユーザーは、本ソフトウェア製品の複製物を保持することはできず、本ソフトウェア製品のコンピュータその他デバイス上のコピーの一切を削除した上で、本ソフトウェア製品の一切（すべての構成部分、媒体、印刷物、条項 11.3 に定められたすべての対象ソフトウェアを含む一切のアップグレード、本契約書、および Certificate of Authenticity が付属している場合はそれも含みます）を譲渡しなければなりません。委託販売その他の間接的な譲渡をすることはできません。本ソフトウェア製品を譲渡する前に、本ソフトウェア製品の譲受人は本契約書のすべての条項に同意しなければなりません。

16. 契約の終了

お客様が本契約書の条項に違反した場合、マイクロソフトは、他の権利を害することなく本契約を終了することができます。その場合、お客様は本ソフトウェア製品の複製物およびその構成部分をすべて破棄しなければなりません。

17. 完全合意、分離可能性

本契約書（本ソフトウェア製品に付属する本契約書への追加条項または修正条項を含む）は、本ソフトウェア製品およびサポート サービス（該当する場合）についてのお客様とマイクロソフトとの間の完全なる合意であり、本ソフトウェア製品、または本契約書が適用されるその他の内容に関してのすべての以前の口頭または書面による意思表示、提案、表明よりも優先して適用されます。サポート サービスに関するマイクロソフトのポリシーまたはプログラムに定められた条項と本契約書の条項との間に内容の不一致がある場合、本契約書の条項が優先して適用されるものとします。本契約書の一部の条項が無効となったり、法的な強制力を失ったり、あるいは非合法と判断されたとしても、その他の条項には影響を与えることなく完全な有効性が保たれるものとします。

品質保証規定

以下の保証規定は、マイクロソフト コーポレーション(以下「マイクロソフト」といいます)の本ソフトウェア製品に関する品質保証規定です。本規定は、お客様が本ソフトウェア製品を入手された国や地域に関わらず適用されます。本規定は、本ソフトウェア製品を入手された販売店等に対してお客様が有する法律上の権利に影響を与えるものではありません。

本ソフトウェア製品は、汎用の製品として設計され、かつ提供されるものであり、特定の目的のために設計されたり、提供されたりするものではありません。お客様は、全くエラーのないソフトウェアというものはありません。お客様は、全くと承の上で本ソフトウェア製品をご使用になるものとし、そのため、本ソフトウェア製品のご使用に当たっては定期的にバックアップ ファイルを作成されることを強くお勧め致します。

保証—お客様が有効なライセンスを取得されていることを条件として、マイクロソフトは、a) 本ソフトウェア製品が、お客様が本ソフトウェア製品を入手された日から 90 日間(但し、法律で認められる最も短い期間が 90 日を超える場合はその最も短い期間)に限り、付属の印刷物に記載された内容に従って実質的に作動すること、および b) マイクロソフトが提供するサポート サービスは実質的に、マイクロソフトから提供する、当該サポートに関する印刷物に記載されている通りに行われるものであり、マイクロソフトのサポート エンジニアは、問題を解決するために合理的な範囲内で努力し、注意し、またその技能を提供することを保証いたします。本ソフトウェア製品が本保証規定を満たさなかった場合には、マイクロソフトは、その選択により、本ソフトウェア製品の交換、修補または本ソフトウェア製品の代金の返還のいずれかを行います。本ソフトウェア製品の不具合が事故、誤用、または不正使用(本ソフトウェア製品の使用許諾契約書の規定に違反する使用を含みます)から生じた場合には、本保証はかかる不具合には適用されません。交換または修補後の本ソフトウェア製品の保証期間は、もとの保証期間の残存期間の満了日または、交換もしくは修補された本ソフトウェア製品の引渡し後 30 日間の満了日のうちいずれか遅く到来する日までとします。お客様は、上記の保証が本ソフトウェア製品およびサポート サービスに関する唯一の保証であることに同意するものとします。

その他の保証の排除—マイクロソフトは、明示たると黙示たるとを問わず、本ソフトウェア製品およびサポート サービスについて、上記の保証以外にはいかなる保証(瑕疵担保責任などの法律上の責任を含みますが、これに限定されません)もいたしません。かりに本条で除外できない保証責任が存在したとしても、かかる保証責任は、お客様が本ソフトウェア製品を入手された日から 90 日間のみ存続するものとします。

責任の限定-本保証規定において規定される場合を除き、マイクロソフトおよびその供給者は、本ソフトウェア製品の使用もしくは使用不能から生じるいかなる損害(事業利益の喪失、事業の中断、事業情報の喪失その他の金銭的損失についての損害を含みますが、これらに限定されません)に関しても、一切責任を負いません。たとえ、マイクロソフトがかかる損害の可能性について知らされていた場合でも同様です。本保証規定または使用許諾契約書の下で生じるマイクロソフトおよび供給者の責任は、法律上除外が認められない場合を除き、本ソフトウェア製品についてお客様が実際に支払った金額を上限とします。

本ソフトウェア製品を日本で入手された場合、本保証規定は日本国法に準拠するものとします。ただし、欧州連合諸国、アイスランド、ノルウェー、スイス、韓国で入手された場合は各地域の法律が適用され、その他の国で入手された場合は米国ワシントン州法に準拠するものとします。

本保証規定は、法律上無効とされない限度でその効力を有するものであり、仮に、本保証規定の一部の条文が無効と判断された場合においても、残りの条文は引き続き有効であるものとします。

本保証規定に関する疑問点その他については、本ソフトウェア製品に添付されているマイクロソフトの連絡先宛てにお問い合わせいただくか、以下の Web サイトをご覧ください。

<http://www.microsoft.com/japan/>